

別記様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）

消防計画作成（変更）届出書

年 月 日		
長門市消防長 様 <div style="float: right; margin-top: 10px;"> <input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 防災 管理者 住 所 _____ 氏 名 _____ </div>		
別添のとおり、 <input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 防災 <div style="float: right; margin-top: 10px;"> 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。 </div>		
管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）		
防 火 対 象 物 又は _____ の所在地 建築物その他の工作物		
防 火 対 象 物 又は _____ の名称 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の名称）		
複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 （変更の場合は、変更後の用途）		
防 火 対 象 物 又は _____ の用途 ^{※1} 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の用途）	令別表第1 ^{※1}	（ ） 項
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）		
受 付 欄 ^{※2}	経 過 欄 ^{※2}	

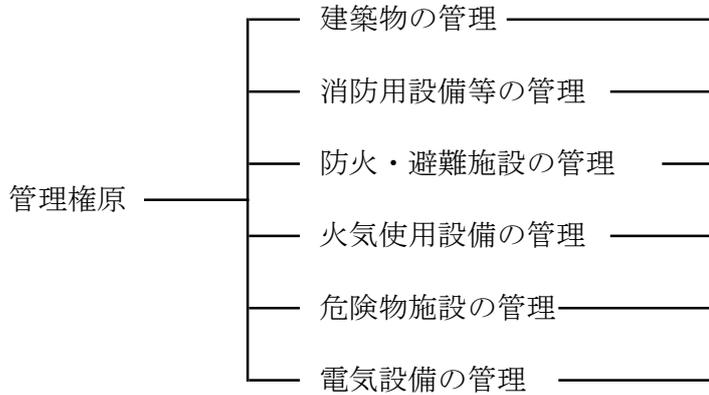
備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付すること。
- 3 ※1欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を
- 4 ※2欄は、記入しないこと。

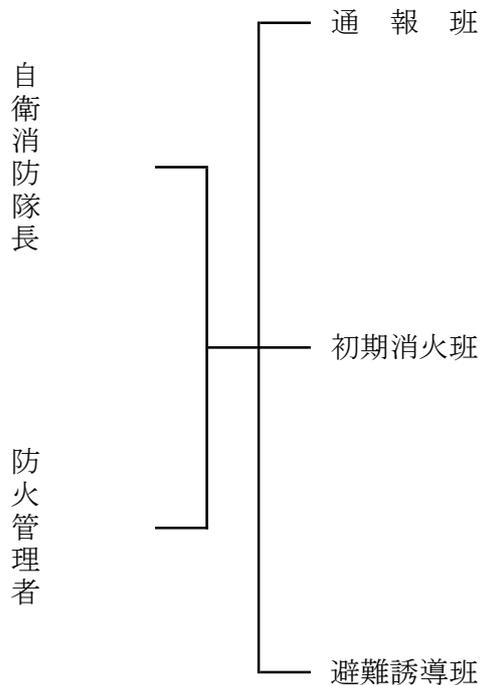
消防計画

年 月 日

- 1 防火管理組織を次のように定める。
(事業所における防火管理業務をどのように分担、処理しているかを体系的に図示してください。)



- 2 自衛消防隊の設置及び組織を次のように定める。
(本図に記入できない場合は、別紙に記入してください。)

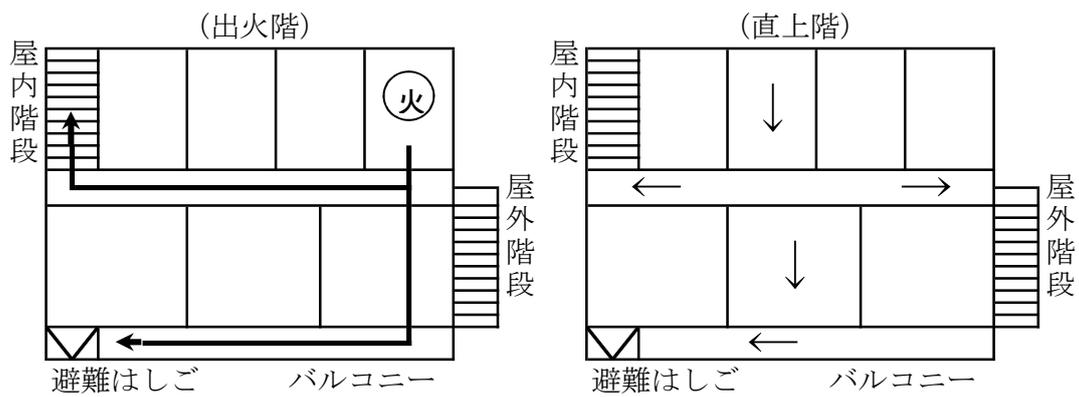


3 消防用設備等	(1) 消火器	担 当	(2) 自動火災報知設備	
	各階設置数		・受信機設置場所 階の _____ 担 当 昼 間 () 夜 間 () ・副受信機設置場所 階の _____ 担 当 昼 間 () 夜 間 ()	
	階 本			
	階 本			
	階 本			
	階 本			
	階 本			
	(3) 屋内消火栓設備	(4) 避難器具		
	各階設置数	担 当	各階設置数	担 当
	階 箇所		階 箇所	
階 箇所		階 箇所		
階 箇所		階 箇所		
階 箇所		階 箇所		
階 箇所		階 箇所		
(5) 非常放送設備（業務用放送を含む）	(6) そ の 他			
・設置場所 階の _____ 担 当		設 備 名	担 当	
昼 間 ()				
夜 間 ()				
4 通報連絡方法				

6 避難計画の概要

- ・当該対象物の最も避難が困難な階を模擬的に出火点と想定して避難計画をたててください。なお、上階の火点直近の屋内階段は使用不能として避難計画をたててください。
- ・避難経路は必ず二方向避難（各階のあらゆる場所から異なる経路を通過して安全な場所に避難できること。）が可能なように計画してください。

記載例



別紙のとおり

8 避難・通報・消火訓練実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練 ・通報訓練 ・消火訓練 																		
9 訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・年 回以上実施し、そのうち避難・通報・消火の総合訓練を年1回実施する。 ・訓練実施日は予め消防署へ通報する。 ・震災対策としての防災訓練を実施する。 ・訓練終了後は、必ず訓練の内容について反省会を実施する。 ・訓練の実施時期 月と 月 																		
10 避難通路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・階段、廊下、通路等の避難通路には物品を置かない。 ・避難誘導等に支障を生ぜしめないよう適正な定員確保に努める。 ・屋外階段、避難階での非常口は鍵をかけない。 ・防火戸は、正常に作動するよう日頃から維持管理し、防火戸の機能障害を排除する。 ・避難の経路となる部分及び消火器、自動火災報知設備受信機、放送設備操作部、屋内消火栓箱等の周辺は常に整理・整頓し、使用を妨げる物品等を置かず、避難及び消火活動の支障にならないようにする。 																		
11 夜間・休日の防火管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の防火管理者の代行者は _____ とする。 <li style="margin-left: 20px;"> <table border="0" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">自衛消防隊長</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 150px;"></td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">担 当</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">(代行者)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;"> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">各勤務者</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">—</td> <td style="padding-left: 10px;">1 1 9 通報者及び各種連絡 ()</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">(人)</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">—</td> <td style="padding-left: 10px;">消火・救出・救助 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">—</td> <td style="padding-left: 10px;">避難誘導・重要物品持ち出し ()</td> </tr> </table> ・委託警備の場合 委託の範囲、概要並びに人員 	自衛消防隊長		担 当	(代行者)						各勤務者	—	1 1 9 通報者及び各種連絡 ()	(人)	—	消火・救出・救助 ()		—	避難誘導・重要物品持ち出し ()
自衛消防隊長		担 当																	
(代行者)																			
各勤務者	—	1 1 9 通報者及び各種連絡 ()																	
(人)	—	消火・救出・救助 ()																	
	—	避難誘導・重要物品持ち出し ()																	

<p>12 無人時の対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間、休日で建物内がまったく無人となる場合の対策は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 自動火災報知設備の受信機から移報を取り、下記の警備会社へ機械警備を委託する。 警備会社名 () (2) 機械警備を委託せず、付近の勤務者へ連絡する体制をとる。 連絡先 (氏名) 電話 () (3) その他 () 																											
<p>13 ガス施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平素から、ガス器具、ホース、各コックの老朽、破損等の点検整備をし、不適當使用は厳に禁止する。 ・ガス機器使用後は必ず閉栓することを義務付け、夜間、休日は保安員等が点検する。 ・ガス漏れ時は付近のガスコックを閉鎖し、火気厳禁とするとともに遅滞なく消防本部（署）及びガス会社にガス漏れ（爆発）状況を詳細に通報する。 																											
<p>14 消防用設備等及び点検計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、消防用設備等の法定点検（6か月ごとに機器点検、1年ごとに総合点検）を実施するとともに適正な維持管理を図る。 ・その点検結果を 年 に1回消防本部に報告すること。 ・上記の法定点検は（自社、委託）で行い、委託の場合の委託先は下記のとおりである。 <table border="1" data-bbox="256 987 1388 1570"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 987 751 1066">消 防 用 設 備 等 名</th> <th data-bbox="751 987 1027 1066">自 主 点 検 (防火管理者等)</th> <th data-bbox="1027 987 1388 1066">法 定 点 検 (点検資格者等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	消 防 用 設 備 等 名	自 主 点 検 (防火管理者等)	法 定 点 検 (点検資格者等)																								
消 防 用 設 備 等 名	自 主 点 検 (防火管理者等)	法 定 点 検 (点検資格者等)																										
<p>15 危険物施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物取扱者は法令の定める自主点検等を確実に実施し、危険物施設の適正管理に努める。 ・危険物取扱者等は常に防火管理者と連絡を密にし、危険物施設の維持管理、災害防止に努める。 ・危険物の流出、漏洩事故に際しては、周辺への拡大防止と回収等の応急措置を講ずる。 危険物施設 () () 担当責任者 () 																											

16 火気使用設備	<ul style="list-style-type: none"> 各部署ごとに火元責任者を定め法令の定めるところにより、炉・厨房・ボイラー・ストーブ・こんろ・裸火・喫煙等の火気管理を行わせる。 火気管理上必要な事項は、事務所内防火規定で定める。 																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 297 469 360">設備名</th> <th data-bbox="469 297 638 360">場所</th> <th data-bbox="638 297 850 360">担当者</th> <th data-bbox="850 297 1062 360">設備名</th> <th data-bbox="1062 297 1232 360">場所</th> <th data-bbox="1232 297 1445 360">担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 360 469 434"></td> <td data-bbox="469 360 638 434"></td> <td data-bbox="638 360 850 434"></td> <td data-bbox="850 360 1062 434"></td> <td data-bbox="1062 360 1232 434"></td> <td data-bbox="1232 360 1445 434"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 434 469 508"></td> <td data-bbox="469 434 638 508"></td> <td data-bbox="638 434 850 508"></td> <td data-bbox="850 434 1062 508"></td> <td data-bbox="1062 434 1232 508"></td> <td data-bbox="1232 434 1445 508"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 508 469 577"></td> <td data-bbox="469 508 638 577"></td> <td data-bbox="638 508 850 577"></td> <td data-bbox="850 508 1062 577"></td> <td data-bbox="1062 508 1232 577"></td> <td data-bbox="1232 508 1445 577"></td> </tr> </tbody> </table>	設備名	場所	担当者	設備名	場所	担当者																		
設備名	場所	担当者	設備名	場所	担当者																				
17 防災教育	<ul style="list-style-type: none"> 震災対策を含む消防計画の内容、事業所内防火規定の内容及び各勤務者の任務等を新入社員、勤務者（自衛消防隊員）及び各担当者に教育指導し、その徹底を図る。 上記の他防災教育については、必要な事項は事業所内防火規定に定める。 																								
18 防火管理台帳	<ul style="list-style-type: none"> 防火管理台帳に「防火管理者選任（解任）届出書」、「消防計画書」、「事業所内防火規定」、「危険物施設一覧表」、「条例による届出施設一覧表」、「査察結果通知書」などその他の必要な図書を編冊し、保存するとともに、必要な記録を行う。 消防法令により必要とされる「消防用設備等点検結果報告書」、ボイラー、変電設備等の各種届出を消防本部に届け出るとともに副本を保存する。 																								
19 事業所内防火規定	<ul style="list-style-type: none"> 本消防計画を実施するため必要な細部事項は、事業所内防火規定に定め、その周知徹底を図ることにより、火災予防ならびに人命安全確保に努める。 本消防計画並びに事業所内防火規定は常に見直しに努め、当該防火対象物の実態に合致した内容になるよう管理権原者はじめ防火管理関係者は努力しなければならない。 																								
20	その他必要な事項																								